

「太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業」

に係る仕様書

令和7年2月

大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課

「太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業」  
に係る仕様書

【目次】

1. 事業スケジュール .....	- 1 -
2. 事業内容 .....	- 1 -
3. 実施報告書の提出等 .....	- 5 -
4. その他 .....	- 6 -

この「太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業」（以下「本事業」という。）に係る仕様書（以下「仕様書」という。）は、太陽光発電及び蓄電池システムの普及拡大を目的として実施する本事業について必要な事項を定めるものであり、本事業を実施する事業者（以下「支援事業者」という。）は、この仕様書に定める事項について適正に履行すること。

## 1. 事業スケジュール

### (1) 事業の実施時期（目安）

購入希望者の募集開始	令和7年5月頃
施工事業者の決定	令和7年7月頃
購入希望者の募集終了	令和7年9月頃
購入希望者への購入意思の確認締切	令和7年10月頃

### (2) 事業実施期限

下記に記載の購入希望者の募集開始期限内に購入希望者の募集を開始しない場合は、協定を解除することとする。

購入希望者の募集開始期限	令和7年6月末
工事完了期限※	令和8年6月末

※資源エネルギー庁の審査期間等により期限までに工事完了が困難な場合は、完了予定時期を大阪府（以下「府」という。）へ報告の上、購入者へ説明を行うこと。

## 2. 事業内容

下記の内容について、実施すること。

### (1) 事業の実施体制の構築及び統括責任者等の選任について

- ア 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を履行すること。
- イ 業務の履行に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、本事業又は類似の事業に従事した経験があり、業務管理について責任を負える者とする。
- ウ 支援事業者より選定された工事施工事業者（以下「施工事業者」という。）からの問い合わせ・調整を行う窓口及び太陽光発電及び蓄電池システムの購入を希望する大阪府民（以下「購入希望者」という。）からの問い合わせや苦情対応を行う窓口（以下「コールセンター」という。）においては、それぞれ業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務を主導する立場として、業務の実施について専門的な知見を有する者を選任すること。
- エ 事業開始前までに、実施体制図（府、支援事業者、施工事業者、購入希望者及び関係事業者等、本事業の実施体制をまとめたもの）を作成し、府に提出すること。（任意様式）

(2) 事業実施スケジュールについて

- ア 事業開始前までに事業実施スケジュール表を作成すること。  
なお、事業実施スケジュールにおいては、スケジュール（例）を参考に作成すること。
- イ 事業実施スケジュールにおいては、固定価格買取制度において令和7年度の認定を取得可能なスケジュールとすること。
- ウ 事業実施スケジュールにおいては、広告の開始から工事完了までの1回の募集スケジュールについて記載すること。

(3) 購入希望者へ提供する太陽光発電及び蓄電池システムのプラン作成について

- ア プラン作成については、「太陽光発電及び蓄電池システム」「太陽光発電システム」「蓄電池システム」について作成すること。
- イ 購入希望者へ提供する太陽光発電及び蓄電池システムの種類・性能等を示したプランを作成すること。
- ウ プランについては、価格低減や購入希望者が選択しやすくするため極力シンプルなプラン及び構成とすること。
- エ プラン作成については、(ア)～(イ)の内容により作成すること。
  - (ア) 太陽光発電システムにおいては、「太陽光パネル設置普及啓発事業」に登録されている製造者の製品であることとし、太陽光モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナ定格出力の合計値のいずれかが10kW未満のものとすること。
  - (イ) 蓄電池システムにおいては、「太陽光パネル設置普及啓発事業」に登録されている製造者の製品であることとし、容量は1kWh以上、20kWh未満とすること。なお、10kWh以上の蓄電池においては、「蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）」の内容を満たすこと。
  - (ウ) 太陽光発電システムについては、府内の住宅事情や塩害対策等を考慮の上、決定すること。
  - (エ) 蓄電池システムにおいて、単機能タイプとする場合は、停電時において太陽光発電システムより充電可能なものとすること。
- オ プランへの追加オプションの設定に当たっては、支援事業者は価格が適正であるか、事前に確認すること。
- カ プランについては、協定締結後、府と協議の上、最終決定すること。

(4) 広告宣伝について

- ア 広告宣伝計画を策定し、効果的な広告宣伝を行うこと。また、広告宣伝対象として戸建て住宅所有者を中心に行うこと。
- イ 広告の内容においては、府と協議の上決定すること。
- ウ 支援事業者は、広報用の資料等を府に提供し、府及び市町村等が行う広報に協力すること。
- エ SNSやオンライン広告等を利用した広告宣伝を実施すること。
- オ 施工事業者決定までに府内全域を対象とした購入希望者向け説明会（オンライン可）を

実施すること。

カ 府が市町村等に対して実施する広報依頼について協力すること。

キ 支援事業者は、本事業について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の取材申し込みがあった場合は、原則として事前に府の了解を得ること。

(5) 本事業に係る WEB サイトの構築及び運用等について

ア 本事業に係る WEB サイトの構築（PC 及びスマートフォンに対応したもの）、運用、メンテナンスを行うこと。

イ Web サイトを使用して購入希望者及び施工事業者の募集を行うこと。

ウ Web サイトの構築、運用において、メンテナンス体制の構築及びセキュリティ対策を行うこと。

エ Web サイトでは、本事業以外の広告・宣伝を行わないこと。（府の許可を得た場合を除く）

オ Web サイトにおいては、購入希望者がどの広告宣伝媒体からアクセスしたかカウントできるように構築することとし、アクセス状況について府へ報告すること。

(6) 施工事業者の選定等について

ア 太陽光発電及び蓄電池システムを安全かつ確実に設置できる施工事業者を入札により選定するための基準（以下「入札参加基準」という。）を府と協議した上で作成し、入札参加基準に基づき施工事業者の審査を行うこと。また、入札参加基準を満たした施工事業者による入札を行い、安価な価格を提示した順に施工可能戸数等を考慮して施工事業者を選定すること。

イ 入札価格については、施工費、電力会社や国に対する申請費及びその他諸経費を含む工事に係る一切の費用を含むものとする。

ウ 施工事業者選定の入札に参加する事業者は、下記の要件を満たすこと。

(ア) 府内に事業所を有する者であること。

(イ) 支援事業者又は支援事業者と資本・人的関係のある事業者は、施工事業者として入札に参加できないものとする。

(ウ) 府の「太陽光パネル設置普及啓発事業」の登録事業者であること。また、未登録の場合は、入札までに登録を行うこと。

(エ) 財務状況が健全であること（支援事業者は、信用調査会社からレポートを取得する等により確認すること）。

(オ) 建設業許可において電気工事業の許可を取得していること及び入札時において営業停止処分を受けていないこと。

(カ) 施工保証を裏付けるものとして、施工瑕疵責任に関する保険に加入すること（生産物賠償責任保険等）。

(キ) 施工期間中のあらゆる損害への保険に加入すること（工事保険、請負業者賠償責任保険、労災保険等）。

(ク) 購入希望者が割賦販売による分割払いや、ローンを希望した場合に信販会社や銀行、そ

の他金融機関に紹介できること。

(ケ) 関係法令（労働安全衛生法、建築基準法、電気事業法及び電気工事士法等）を遵守すること。

エ 入札結果については、速やかに府へ報告を行い、本事業に係る WEB サイトにて公表すること。

オ 選定された施工事業者との間で、本事業を遂行するために必要な事項を定め、契約を締結すること。また、契約書等には必ず次の内容を明記すること。

(ア) 契約当事者について

(イ) 委託内容について

(ウ) 手数料等を定める場合は、その扱いについて

(エ) 工事完了期限について

(オ) 個人情報の保護について

(カ) 支援事業者と施工事業者間の契約不履行による解除又は解約の扱いについて

(キ) 善管注意義務について

(ク) 規定外事項における協議について

(ケ) 裁判管轄について

(コ) 関係法令の遵守について

(サ) 支援事業者と施工事業者間の責任の区分について

カ 施工事業者より大阪府暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げるものに該当しない旨の誓約書を受領すること。

#### (7) 太陽光発電及び蓄電池システムの施工及び検査について

ア 支援事業者は、太陽光発電及び蓄電池システムを安全かつ確実に設置するため、施工事業者が行う設置業務に対して、その実施状況を確認し、問題等がある場合は指導等を行うこと。

イ 施工事業者は、業務の実施に当たっては、業務責任者を選任すること。

ウ 工事を監理する者として、下記の条件を満たす者を選任すること。

(ア) 建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有すること。

(イ) 太陽光発電システムの施工業務に従事した経験があること。

(ウ) 蓄電池システムの知識を有すること。

(エ) 業務の実施について専門的な知見を有すること。

エ 支援事業者は、施工事業者の工事について、第三者機関により施工中及び施工後の検査を行うこと。ただし、検査は抽出検査とする。

オ 第三者機関においては、次の要件によること。

(ア) 太陽光発電システムについて点検及び検査事業を行っているものであり、蓄電池システムにおいても知識を有すること。

(イ) 施工事業者と利害関係にないこと。

(ウ) 検査者は、建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有する者を配置すること。

カ 施工事業者は、引き渡し時において、設置した機器の取扱い説明（通常時・停電時）、保守点検、故障の際の対応及び廃棄に関する説明を行うこと。

(8) 問合せ対応について

- ア 問合せ及び苦情へ対応するため、支援事業者においてコールセンターの設置及び運用を行うこと。
- イ 問合せ及び苦情については全てコールセンターで対応すること。
- ウ 購入希望者と施工事業者間の契約に係る問合せや苦情、設置に係る技術的な問合せ等については、対応した日時、場所、内容等を記録し、施工事業者へ報告・引継ぎをすること。
- エ コールセンターで問合せ及び苦情へ対応する者への研修を行うこと。
- オ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。
- カ 府及び市町村に対する問合せ及び苦情があった場合の対応を行うこと。
- キ コールセンター以外への問合せ及び苦情（支援事業者の本社等への問い合わせ及び苦情を含む）についても対応すること。

(9) 本事業における業務管理・トラブル対応について

- ア 購入希望者への手続き、工事の施工（施工後の被害に係るものを含む。）等、購入希望者募集後に係る一連の業務の実施に関し、施工事業者と購入希望者との間で苦情やトラブル等が発生しないよう業務管理を適切に行うとともに、苦情やトラブル等が発生した場合には、発生した日時、場所、内容等を記録し、施工事業者とともに誠意を持って対応すること。
- イ 苦情やトラブル等については、速やかに府へ報告するとともに、アで作成した記録を提出すること。
- ウ 事業に伴う責めにおいては、支援事業者又は施工事業者が負うものとして、府は負わないものとする。

(10) リスク管理について

事業実施に伴うリスクについては、支援事業者がすべての責任を負うこととし、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処すること。

### 3. 実施報告書の提出等

(1) 支援事業者は、以下のものについて、令和8年3月31日(火)までに府に提出するものとする。なお、施工が令和8年3月31日(火)までに完了しない場合は、施工完了後、内容を更新し、速やかに再度提出すること。

- ア 実績報告書（事業の実施状況、広報実績、契約・契約破棄件数、検査結果概要等）
- イ チラシ等の広報にかかる作成物及びその電子データ
- ウ その他、事業実施にあたり行ったアンケート等の集計結果

- (2) 支援事業者は、(1)ウに記載のアンケート調査について、以下のとおり実施すること。
- ア 購入者及び購入辞退者を対象としたアンケート調査票の作成、回収、集計を行うこと。
  - イ アンケートの内容については、事前に府と十分な調整を行い決定すること。また、アンケートの回収率を上げる取組を実施すること。

#### 4. その他

- (1) 本事業に係る計画に変更が生じた場合は、すみやかに府へ報告し、府と支援事業者が協議した上で決定する。
- (2) 府から事業の進捗状況等について問い合わせがあった場合は、速やかに対応すること。
- (3) 支援事業者は、関係法令を遵守し誠実に業務を履行すること。
- (4) 支援事業者は、購入希望者及び施工事業者募集の際に下記の事項について明示すること。
- ア 支援事業者は、府を代理する権限を有するものでないこと。
  - イ 府が支援事業者の資力・信用を保証するものでないこと。
- (5) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事項等が発生した場合は、府と協議した上で業務を進めること。